

5 利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域（逗子市・葉山町）をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（交通費1kmごとに10円往復）の支払いが必要となります。

6 当社のサービス方針・内容

- (1) 在宅で生活をしている要介護者等が、自立した日常生活を営むために必要な保健、医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう支援することを目的として、また高齢者等の心身の特性を踏まえて、生活の質の向上を重視し、健康管理、全体的な日常生活、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的として居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、サービス事業者から適切で多様なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
利用者は居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。利用者や家族の求めに応じて紹介や説明を行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状況の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
医療系サービスを希望する場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合は計画書をその医師等へ交付します。
また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報（服薬状況や口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報等）の伝達を受け、必要と判断した場合は主治の医師、歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行ないます。
利用者や家族は、入院時に担当の介護支援専門員の事業所名、氏名、連絡先等を入院先医療機関にお伝えいただくようお願いします。
- (5) 事業所は利用者等人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するため、必要な措置を講じます（委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施等）。
また感染や災害への対策強化、ハラスメント対策の強化に関しても必要な措置を講じます（業務継続計画の策定、指針の整備、委員会の設置、従業者研修の実施等）。

7 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の居宅支援専門員にご相談ください。

8 キャンセル等

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) 046-871-7693

(2) 居宅サービス計画(ケアプラン)の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3) サービス提供のキャンセル又は契約の解除の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

逗葉地域医療センター 訪問看護ステーション 相談窓口	電話番号	046-871-7693
	FAX番号	046-871-6497
	相談員	(管理者)阿部秀一
	対応時間	
	月曜日～金曜日	8:30～17:15

○ 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

逗子市 高齢介護課 相談窓口	所在地	逗子市逗子5-2-16
	電話番号	046-873-1111
	FAX番号	046-873-4520
	対応時間	8:30～17:00
葉山町 福祉課 介護高齢係 相談窓口	所在地	三浦郡葉山町堀内2135
	電話番号	046-876-1111
	FAX番号	046-876-1717
	対応時間	8:30～17:00
神奈川県 国民健康保険 団体連合会	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3400
	対応時間	9:00～17:00

